

工事成績評定要領の一部改正について

～ お知らせ ～

建設業における時間外労働の上限規制の適用を踏まえ、受注者の働き方改革を推進することを目的に、下記のとおり制度改正を行いましたので、お知らせします。

記

1 改正内容

評定の対象を当初請負金額500万円を超える請負工事に変更します。

工事成績評定要領第2条

現行	改正後
評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事とする。	評定の対象は、原則として1件の <u>当初</u> 請負金額が500万円を超える請負工事とする。

2 適用

令和6年10月1日以降、入札公告又は指名通知する工事から適用します。

3 その他

詳細は、「工事成績評定要領」を参照してください。

《山口県技術管理課ウェブサイト》

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23405.html>)